報道機関各位

消防局

令和６年３月１日

以下のとおり、１件の懲戒処分を行ったので公表します。

【事案】傷害事件

１　被処分者の所属等	八幡東消防署警防課　係員　２０歳代　男性
２　処分年月日	令和６年３月１日
３　処分の種類及び程度	懲戒処分　停職１２月
４　処分理由	被処分者は、令和5年12月27日（水）午前9時28分頃、福岡県飯塚市飯塚の路上において、知人女性と口論になり、首を複数回絞めるなど、同人に安静加療約1週間を要する傷害を負わせた。 同日17時48分、殺人未遂容疑で通常逮捕され、その後、殺人未遂事件として検察庁に送致、令和6年1月17日（水）に傷害罪で略式起訴され、同日、罰金20万円の略式命令を受けた。 この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。 ※根拠法令：地方公務員法第２９条第１項第１号及び第３号

■今後の対応（再発防止対策等）

今回の処分事案により、市民の皆様からの信頼を失う事態となった。今回の事態を真摯に受け止め、各課で行う事務改善会議や節目に行う階層別研修などあらゆる機会を捉えて、服務規律の保持徹底や倫理意識の向上を図っていく。

また、今年度は飲酒に絡んだ不祥事が続いていることを踏まえて、１月中に全職員が飲酒習慣を自身で見つめ直す「飲酒習慣セルフチェック」を行うととともに、「飲酒にまつわる不祥事防止宣言」に署名した。違法・迷惑行為を行うことがないよう、綱紀粛正と信頼回復に努めてまいりたい。

【お問合せ先】
北九州市消防局人事課　TEL：093-582-3805
課長：中　尾、係長：川　崎